

27水管第2112号  
平成28年2月23日

水産政策審議会  
会 長 馬場 治 殿

農林水産大臣 森山 裕

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本  
計画の検討等について（諮問第258号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の  
規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成27年11月26  
日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条  
第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた  
場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第  
9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画 変更新旧対照表

改正案	現 行																																																																
<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画</p> <p>平成27年11月26日 <u>公表</u> <u>平成28年2月 日一部改正</u></p>	<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画</p> <p>平成27年11月26日</p>																																																																
<p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 第1種特定海洋生物資源ごとの平成27年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">(単位：トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1種特定海洋生物資源</th> <th>管理の対象となる期間</th> <th>漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>さんま</td> <td>平成27年7月～平成28年6月</td> <td>264,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>すけとうだら</td> <td>平成27年4月～平成28年3月</td> <td>270,400</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>まあじ</td> <td>平成27年1月～12月</td> <td>242,700</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>まいわし</td> <td>平成27年1月～12月</td> <td>435,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>まさば及びごまさば</td> <td>平成27年7月～平成28年6月</td> <td>905,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>するめいか</td> <td>平成27年4月～平成28年3月</td> <td>425,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>ずわいがに</td> <td>平成27年7月～平成28年6月</td> <td style="color: red;">5,223.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1・2) (略)</p> <p>4 第1種特定海洋生物資源ごとの平成28年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。</p>		第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量	1	さんま	平成27年7月～平成28年6月	264,000	2	すけとうだら	平成27年4月～平成28年3月	270,400	3	まあじ	平成27年1月～12月	242,700	4	まいわし	平成27年1月～12月	435,000	5	まさば及びごまさば	平成27年7月～平成28年6月	905,000	6	するめいか	平成27年4月～平成28年3月	425,000	7	ずわいがに	平成27年7月～平成28年6月	5,223.1	<p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 第1種特定海洋生物資源ごとの平成27年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">(単位：トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1種特定海洋生物資源</th> <th>管理の対象となる期間</th> <th>漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>さんま</td> <td>平成27年7月～平成28年6月</td> <td>264,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>すけとうだら</td> <td>平成27年4月～平成28年3月</td> <td>270,400</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>まあじ</td> <td>平成27年1月～12月</td> <td>242,700</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>まいわし</td> <td>平成27年1月～12月</td> <td>435,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>まさば及びごまさば</td> <td>平成27年7月～平成28年6月</td> <td>905,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>するめいか</td> <td>平成27年4月～平成28年3月</td> <td>425,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>ずわいがに</td> <td>平成27年7月～平成28年6月</td> <td style="color: red;">4,723.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1・2) (略)</p> <p>4 第1種特定海洋生物資源ごとの平成28年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。</p>		第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量	1	さんま	平成27年7月～平成28年6月	264,000	2	すけとうだら	平成27年4月～平成28年3月	270,400	3	まあじ	平成27年1月～12月	242,700	4	まいわし	平成27年1月～12月	435,000	5	まさば及びごまさば	平成27年7月～平成28年6月	905,000	6	するめいか	平成27年4月～平成28年3月	425,000	7	ずわいがに	平成27年7月～平成28年6月	4,723.1
	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量																																																														
1	さんま	平成27年7月～平成28年6月	264,000																																																														
2	すけとうだら	平成27年4月～平成28年3月	270,400																																																														
3	まあじ	平成27年1月～12月	242,700																																																														
4	まいわし	平成27年1月～12月	435,000																																																														
5	まさば及びごまさば	平成27年7月～平成28年6月	905,000																																																														
6	するめいか	平成27年4月～平成28年3月	425,000																																																														
7	ずわいがに	平成27年7月～平成28年6月	5,223.1																																																														
	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量																																																														
1	さんま	平成27年7月～平成28年6月	264,000																																																														
2	すけとうだら	平成27年4月～平成28年3月	270,400																																																														
3	まあじ	平成27年1月～12月	242,700																																																														
4	まいわし	平成27年1月～12月	435,000																																																														
5	まさば及びごまさば	平成27年7月～平成28年6月	905,000																																																														
6	するめいか	平成27年4月～平成28年3月	425,000																																																														
7	ずわいがに	平成27年7月～平成28年6月	4,723.1																																																														

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成28年7月～平成29年6月	
2	すけとうだら	平成28年4月～平成29年3月	261,300
3	まあじ	平成28年1月～12月	227,800
4	まいわし	平成28年1月～12月	449,000
5	まさば及びごまさば	平成28年7月～平成29年6月	
6	するめいか	平成28年4月～平成29年3月	256,000
7	ずわいがに	平成28年7月～平成29年6月	

(注1・2) (略)

(注3) さんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

5・6 (略)

#### 第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成27年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	202,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	164,900
3	まあじ	大中型まき網漁業	99,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	223,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	513,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	55,500
		大中型まき網漁業	17,000

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成28年7月～平成29年6月	
2	すけとうだら	平成28年4月～平成29年3月	
3	まあじ	平成28年1月～12月	227,800
4	まいわし	平成28年1月～12月	449,000
5	まさば及びごまさば	平成28年7月～平成29年6月	
6	するめいか	平成28年4月～平成29年3月	
7	ずわいがに	平成28年7月～平成29年6月	

(注1・2) (略)

(注3) さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

5・6 (略)

#### 第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成27年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	202,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	164,900
3	まあじ	大中型まき網漁業	99,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	223,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	513,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	55,500
		大中型まき網漁業	17,000

		いか釣り漁業	68,800
		小型するめいか釣り漁業	93,900
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	<u>3,628</u>

(注1・2) (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成28年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	<u>163,700</u>
3	まあじ	大中型まき網漁業	93,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	237,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	
6	するめいか	沖合底びき網漁業	<u>39,800</u>
		大中型まき網漁業	<u>12,200</u>
		いか釣り漁業	<u>49,300</u>
		小型するめいか釣り漁業	<u>67,300</u>
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	

(注1・2) (略)

(注3) さんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

#### 第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

1 第4の1の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

		いか釣り漁業	68,800
		小型するめいか釣り漁業	93,900
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	<u>3,031</u>

(注1・2) (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成28年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	
3	まあじ	大中型まき網漁業	93,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	237,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	
6	するめいか	沖合底びき網漁業	
		大中型まき網漁業	
		いか釣り漁業	
		小型するめいか釣り漁業	
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	

(注1・2) (略)

(注3) さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

#### 第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

1 第4の1の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	3,700
		(2) オホーツク海の海域	52,500
		(3) 太平洋の海域	108,700
2	ずわいがに	(1) A海域	<u>2,700</u>
		(2) B海域	34
		(3) D海域	<u>875</u>
		(4) E海域	19

(注1・2) (略)

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	<u>4,200</u>
		(2) オホーツク海の海域	<u>52,500</u>
		(3) 太平洋の海域	<u>107,000</u>
2	ずわいがに	(1) A海域	
		(2) B海域	
		(3) D海域	
		(4) E海域	

(注1) (略)

(注2) ずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

	第1種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	3,700
		(2) オホーツク海の海域	52,500
		(3) 太平洋の海域	108,700
2	ずわいがに	(1) A海域	<u>2,603</u>
		(2) B海域	34
		(3) D海域	<u>375</u>
		(4) E海域	19

(注1・2) (略)

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	
		(2) オホーツク海の海域	
		(3) 太平洋の海域	
2	ずわいがに	(1) A海域	
		(2) B海域	
		(3) D海域	
		(4) E海域	

(注1) (略)

(注2) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成27年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成23年～25年(するめいかについては平成21年～23年)。以下本項において同じ。）の漁獲実績がおおむね100トン未満（ずわいがににおいては、漁獲実績なし）と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1)～(6) (略)

(7) ずわいがに

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	168
秋田県	26
山形県	104
新潟県	450
富山県	<u>52</u>
石川県	<u>385</u>
福井県	<u>306</u>
京都府	53

茨城県及び島根県については、若干とする。

(注) (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成28年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成23年～25年(するめいかについては平

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成27年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成23年～25年(するめいかについては平成21年～23年)。以下本項において同じ。）の漁獲実績がおおむね100トン未満（ずわいがににおいては、漁獲実績なし）と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1)～(6) (略)

(7) ずわいがに

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	168
秋田県	26
山形県	104
新潟県	450
富山県	<u>39</u>
石川県	<u>340</u>
福井県	<u>216</u>
京都府	53

茨城県及び島根県については、若干とする。

(注) (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成28年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成23年～25年(するめいかについては平

成 24 年～26 年)。以下本項において同じ。) の漁獲実績がおおむね 100 トン未満 (ずわいがににおいては、漁獲実績なし) と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね 100 トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10 トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1) (略)

(2) すけとうだら

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	95,800

青森県、岩手県及び宮城県については、若干とする。

(3)～(5) (略)

(6) するめいか

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、静岡県、三重県、和歌山県、鳥取県、島根県、高知県、福岡県及び長崎県については、若干とする。

(7) (略)

第 7～第 12 (略)

成 24 年～26 年)。以下本項において同じ。) の漁獲実績がおおむね 100 トン未満 (ずわいがににおいては、漁獲実績なし) と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね 100 トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10 トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1) (略)

(2) すけとうだら

(単位：トン)

都道府県名	数 量

(注) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(3)～(5) (略)

(6) するめいか

(単位：トン)

都道府県名	数 量

(注) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(7) (略)

第 7～第 12 (略)